

# 第9期島根県分別収集促進計画

令和元年8月制定

島 根 県

第 9 期  
島根県分別収集促進計画  
(令和 2 ～ 6 年度)  
目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 市町村の分別収集計画策定状況	3
(1) 計画策定市町村数	3
(2) 品目別分別収集実施予定市町村数	3
6. 容器包装廃棄物の排出見込み量の年度別合算量(法第 9 条第 2 項第 1 号)	3
7. 特定分別基準適合物及び法第 2 条第 6 項に規定する物の年度別収集見込み量 (法第 9 条第 2 項第 2 号及び第 3 号)	4
8. 分別収集の促進に関する事項(法第 9 条第 2 項第 4 号)	5
(1) 3 R (発生抑制・再使用・再生利用) に関する知識や意義の普及啓発	5
(2) 発生抑制・分別収集に関する情報の交換等	5
(3) 市町村等との連携	5
9. 計画資料	6
(1) 市町村別分別収集計画策定状況一覧表	6
(2) 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び 当該排出量見込み量を合算して得られる量[法第 9 条第 2 項第 1 号]	7
(3) 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の収集見込み 及び当該見込み量を合算して得られる量(独自処理量含む) [法第 9 条第 2 項第 2 号]	8
(4) 各年度において得られる法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の 市町村別の量の収集見込み及び当該見込み量を合算して得られる量 [法第 9 条第 2 項第 3 号]	12
関連資料	14
参考資料	21

## 1. 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性をもたらしましたが、一方で廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の逼迫等の深刻な社会問題を生じさせています。

平成 29 年度における一般廃棄物の排出量は全国で 4,289 万トン、島根県では 23.9 万トンであり、一般廃棄物排出量に占める容器包装廃棄物割合は、重量比で 2～3 割、容積比で 6 割程度とされています。ゴミゼロ型の地域社会を実現し、資源循環型の暮らしへと転換するには、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があります。一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物についても排出抑制やリサイクルへの取り組みは極めて重要です。

このような状況を背景として、平成 7 年 6 月に「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)」が制定され、平成 9 年 4 月から、消費者が容器包装廃棄物を分別排出し、市町村がこれを分別収集し、製造・利用事業者がその再商品化の義務を負うリサイクルシステムが制度化されました。

本県では、容器包装リサイクル法第 9 条の規定に基づき、平成 8 年度に第 1 期、平成 11 年度に第 2 期、平成 14 年度に第 3 期、平成 17 年度に第 4 期、平成 19 年度に第 5 期、平成 22 年に第 6 期、平成 25 年に第 7 期、平成 28 年度に第 8 期の島根県分別収集促進計画を策定し、このシステムを有効に活用した容器包装リサイクル対策の促進を図ってきたところです。

平成 18 年 6 月に容器包装リサイクル法が改正され、すべての関係者の連携を図り、リサイクルより優先されるべき発生抑制、再使用を更に推進し、社会全体のコストを低減することにより、容器包装廃棄物の 3R の一層の推進を図ることとされました。

本計画は、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルを一層推進するため、第 9 期島根県分別収集促進の計画として、令和 2 年度から 5 年間ににおける県内の容器包装廃棄物の排出量や収集見込み量、分別収集の促進に関する事項について取りまとめたものです。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は以下のとおりです。

- ① 県民、NPO 等、事業者、行政の全ての関係者の相互協力による容器包装リサイクル対策の促進
- ② 容器包装廃棄物の分別収集の促進と異物除去の徹底等による分別精度の向上
- ③ 容器包装廃棄物の収集体制や処理施設の計画的な整備の促進
- ④ 容器包装廃棄物から再生された再生商品の利用の促進

## 3. 計画期間

本計画の期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 ヶ年計画とし、3 年毎に改定します。

#### 4. 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、市町村が容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施する次の10品目です。

対象容器包装廃棄物		表記
(1) 主として鋼製の容器包装		スチール
(2) 主としてアルミニウム製の容器包装		アルミ
(3) 主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）	①無色のガラス製の容器	無色ガラス
	②茶色のガラス製の容器	茶色ガラス
	③その他のガラス製の容器	その他ガラス
(4) 主として段ボール製の容器包装		段ボール
(5) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）		紙パック
(6) 主として紙製容器包装であって、(4)、(5)に掲げるものを除く。		その他紙
(7) ポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ又は主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
(8) 主としてプラスチック製の容器包装であって、(7)に掲げるものを除く。		その他プラ
うち、白色の発泡スチロール製食品トレイ		白色トレイ

※(1)スチール、(2)アルミ、(4)段ボール、(5)紙パックは、有償又は無償で譲渡できるものであり、再商品化の義務が課されていません。

## 5. 市町村の分別収集計画策定状況

### (1) 計画策定市町村数

第9期市町村分別収集計画は8市10町1村の県内全ての市町村において策定されています。

### (2) 品目別分別収集実施予定市町村数

計画期間における各品目の分別収集実施予定市町村数は次のとおりです。

区分	品目	実施予定					実績
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	H30年度
特定分別基準 適合物	無色ガラス	19	19	19	19	19	19
	茶色ガラス	19	19	19	19	19	19
	その他ガラス	19	19	19	19	19	17
	その他紙	7	7	7	7	7	6
	ペットボトル	19	19	19	19	19	17
	その他プラ	12	12	12	12	12	12
	(うち白色トレイ)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
法第2条第6項 指定物	スチール	19	19	19	19	19	19
	アルミ	19	19	19	19	19	19
	段ボール	16	16	16	16	16	16
	紙パック	15	15	15	15	15	11

※白色トレイはその他プラのうち別途分別収集するものを再掲しています。

## 6. 容器包装廃棄物の排出見込み量の年度別合算量（法第9条第2項第1号）

県内における容器包装廃棄物の排出見込み量の年度別合算量は次のとおりです。

(単位：t)

年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
排出見込みの合算量	31,413	31,280	31,150	31,035	30,907

7. 特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する物の年度別収集見込み量  
(法第9条第2項第2号及び第3号)

県内において排出される容器包装廃棄物のうち、収集される特定分別基準適合物及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは次のとおりです。

(単位：t)

区分	品目	実施予定					実績
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	H30年度
特定分別基準適合物	無色ガラス	1,134	1,122	1,113	1,103	1,093	1189
	茶色ガラス	1,064	1,054	1,045	1,034	1,024	1106
	その他ガラス	1,080	1,086	1,090	1,094	1,099	1071
	その他紙	771	759	749	740	736	522
	ペットボトル	1,087	1,091	1,096	1,092	1,088	957
	その他プラ	3,456	3,463	3,459	3,455	3,449	3261
	(うち白色トレイ)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
小計	8,591	8,575	8,553	8,518	8,489	8105	
法第2条第6項指定物	スチール	355	352	347	345	341	337
	アルミ	807	801	799	793	759	782
	段ボール	3,020	2,977	2,941	2,928	2,910	3118
	紙パック	182	181	180	179	179	150
	小計	4,364	4,311	4,268	4,244	4,189	4387
収集見込の合算量	12,955	12,886	12,820	12,762	12,678	12,493	

- ※1. 白色トレイはその他プラのうち別途分別収集するものを再掲しています。
- ※2. 各項目で小数点以下の四捨五入を行なっているため、それぞれの合計と合算量は整合しません。
- ※3. 特定分別基準適合物とは、容器包装の区分ごとに定められた分別基準に適合した物をいいます。
- ※4. 法第2条第6項に規定する物とは、有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がないものとして定められた、スチール、アルミ、段ボール、紙パックをいいます。
- ※5. H30年度実績値は速報値です。

## 8. 分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクルを一層推進するためには、県民・NPO等・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組みを進めていくことが必要です。そのため、知識や意義の普及啓発、関係機関や諸計画との連携を進めます。

### (1) 3R（発生抑制・再使用・再生利用）に関する知識や意義の普及啓発

- 各種広報等の活用や、環境系のイベントへのブース出展等により、3Rに関する情報を広く提供します。
- 家庭ごみの発生抑制を目的にマイバッグ等の持参によるレジ袋削減と家庭排出ごみの減量化に取り組んでおり、引き続きマイバッグ運動の浸透・定着を図ります。
- 使い捨て食器を使用されることが多いイベントでリユース食器を使用し、リユースの取組を推進します。

### (2) 発生抑制・分別収集に関する情報の交換等

- 市町村等において容器包装廃棄物の効率的な分別収集を図るため、容器包装廃棄物に関する分別収集及び再商品化等に関する情報提供を積極的に行います。
- 市町村等から廃棄物処理に関する情報を収集し、県内の容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の処理現状を取りまとめて公表します。

### (3) 市町村等との連携

- 分別収集を効果的に推進するため、「第2期島根県環境基本計画」、「第3期しまね循環型社会推進計画」等と一体となった施策を推進します。
- 容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の効率的な資源化を推進するため、循環型社会形成推進交付金の活用による再資源化施設・ストックヤード等の施設整備にあたっては効率的な施設整備が図られるよう、市町村等に対し適宜助言を行います。
- 市町村地球温暖化対策地域協議会が実施する3R等に資する活動等に対し助成を行うなど、支援に努めます。





(2) 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み及び当該排出量見込み量を合算して得られる量[法第9条第2項第1号]

(単位：t)

市 町 村	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松 江 市	7,664	7,636	7,601	7,585	7,559
浜 田 市	3,186	3,151	3,115	3,080	3,044
出 雲 市	10,541	10,538	10,536	10,533	10,530
益 田 市	1,350	1,358	1,365	1,371	1,375
大 田 市	2,157	2,156	2,156	2,155	2,154
安 来 市	800	789	781	773	764
江 津 市	408	399	392	384	376
雲 南 市	2,072	2,051	2,031	2,011	1,992
奥 出 雲 町	129	127	125	123	121
飯 南 町	299	294	293	288	283
川 本 町	153	152	150	149	149
美 郷 町	183	180	178	177	175
邑 南 町	438	435	433	430	428
津 和 野 町	298	295	291	288	285
吉 賀 町	141	140	139	137	136
海 士 町	28	28	28	28	28
西 ノ 島 町	102	100	99	98	97
知 夫 村	7	7	7	8	8
隠 岐 の 島 町	1,457	1,444	1,430	1,417	1,403
上 記 の 合 算 量	31,413	31,280	31,150	31,035	30,907

(3) 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の収集見込み及び当該見込み量を合算して得られる量(独自処理量含む)[法第9条第2項第2号]

①無色ガラス

(単位：t/年)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	372.0	368.0	365.0	361.0	357.0	225.0	223.0	221.0	219.0	216.0	147.0	145.0	144.0	142.0	141.0
浜田市	162.0	160.0	158.0	156.0	154.0	162.0	160.0	158.0	156.0	154.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出雲市	164.0	164.0	164.0	164.0	164.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	164.0	164.0	164.0	164.0	164.0
益田市	126.0	125.0	124.0	122.0	120.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	126.0	125.0	124.0	122.0	120.0
大田市	59.0	59.0	59.0	59.0	59.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	59.0	59.0	59.0	59.0	59.0
安来市	50.0	49.0	49.0	48.0	48.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	49.0	49.0	48.0	48.0
江津市	38.0	37.0	36.0	36.0	35.0	38.0	37.0	36.0	36.0	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	49.0	48.0	47.0	46.0	46.0	49.0	48.0	47.0	46.0	46.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7	2.9	2.9	2.8	2.8	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	20.0	20.0	19.0	19.0	19.0	20.0	20.0	19.0	19.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	18.0	17.0	17.0	17.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.0	17.0	17.0	17.0	17.0
吉賀町	11.3	11.2	11.0	10.9	10.8	11.3	11.2	11.0	10.9	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
知夫村	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	25.0	24.0	24.0	24.0	24.0	25.0	24.0	24.0	24.0	24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,133.9	1,121.8	1,112.6	1,102.5	1,093.3	565.6	558.5	551.3	546.2	540.0	568.3	563.3	561.3	556.3	553.3

②茶色ガラス

(単位：t/年)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	428.0	424.0	419.0	415.0	411.0	188.0	186.0	184.0	182.0	180.0	240.0	238.0	235.0	233.0	231.0
浜田市	137.0	135.0	133.0	132.0	130.0	137.0	135.0	133.0	132.0	130.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出雲市	59.0	59.0	59.0	59.0	59.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	59.0	59.0	59.0	59.0	59.0
益田市	126.0	125.0	124.0	122.0	120.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	126.0	125.0	124.0	122.0	120.0
大田市	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0
安来市	39.0	39.0	39.0	38.0	38.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	39.0	39.0	39.0	38.0	38.0
江津市	30.0	29.0	29.0	28.0	28.0	30.0	29.0	29.0	28.0	28.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	50.0	49.0	48.0	47.0	47.0	50.0	49.0	48.0	47.0	47.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	4.0	3.9	3.9	3.8	3.7	4.0	3.9	3.9	3.8	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	10.0	10.0	10.0	10.0	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	13.0	12.0	12.0	12.0	12.0	13.0	12.0	12.0	12.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	23.0	23.0	24.0	24.0	24.0	23.0	23.0	24.0	24.0	24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	15.8	15.7	15.5	15.4	15.2	15.8	15.7	15.5	15.4	15.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3
知夫村	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	28.0	28.0	28.0	27.0	27.0	28.0	28.0	28.0	27.0	27.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,063.7	1,053.5	1,045.4	1,034.1	1,023.9	538.3	531.1	527.0	520.8	514.6	525.4	522.4	518.4	513.3	509.3

③その他ガラス

(単位：t/年)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	346.0	354.0	362.0	370.0	378.0	337.0	345.0	352.0	360.0	368.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0
浜田市	70.0	69.0	68.0	68.0	67.0	70.0	69.0	68.0	68.0	67.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出雲市	415.0	415.0	415.0	415.0	415.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	415.0	415.0	415.0	415.0	415.0
益田市	63.0	63.0	62.0	61.0	61.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	63.0	63.0	62.0	61.0	61.0
大田市	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安来市	75.0	74.0	73.0	72.0	71.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	74.0	73.0	72.0	71.0
江津市	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	23.0	23.0	23.0	22.0	22.0	23.0	23.0	23.0	22.0	22.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	12.0	12.0	11.0	11.0	11.0	12.0	12.0	11.0	11.0	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
吉賀町	8.0	7.9	7.8	7.8	7.7	8.0	7.9	7.8	7.8	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2
知夫村	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,080.1	1,086.0	1,089.8	1,093.8	1,098.7	508.8	515.7	520.6	526.6	532.5	571.3	570.3	569.2	567.2	566.2

④その他紙

(単位：t/年)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	367.0	359.0	355.0	351.0	351.0	238.0	233.0	230.0	228.0	228.0	129.0	126.0	125.0	123.0	123.0
浜田市	278.0	275.0	272.0	268.0	265.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	278.0	275.0	272.0	268.0	265.0
出雲市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
益田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安来市	83.0	82.0	81.0	80.0	79.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.0	82.0	81.0	80.0	79.0
江津市	10.0	10.0	9.0	9.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	9.0	9.0	10.0
雲南市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0	8.0	8.0	7.0	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	18.0	18.0	18.0	18.0	17.0	18.0	18.0	18.0	18.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
吉賀町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	771.3	759.3	749.3	740.3	736.3	271.0	266.0	262.0	260.0	259.0	500.3	493.3	487.3	480.3	477.3

⑤ペットボトル

(単位：t/年)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	483.0	492.0	501.0	501.0	501.0	445.0	453.0	461.0	461.0	461.0	38.0	39.0	40.0	40.0	40.0
浜田市	1250	124.0	123.0	121.0	120.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	125.0	124.0	123.0	121.0	120.0
出雲市	175.0	175.0	175.0	175.0	175.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	175.0	175.0	175.0	175.0	175.0
益田市	90.0	89.0	88.0	87.0	86.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	89.0	88.0	87.0	86.0
大田市	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安来市	38.0	37.0	37.0	37.0	36.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.0	37.0	37.0	37.0	36.0
江津市	34.0	33.0	33.0	32.0	31.0	34.0	33.0	33.0	32.0	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
奥出雲町	16.2	16.0	15.7	15.5	15.2	16.2	16.0	15.7	15.5	15.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
川本町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	11.0	11.0	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7
知夫村	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	18.0	17.0	17.0	17.0	17.0	18.0	17.0	17.0	17.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	1,086.8	1,090.6	1,096.2	1,091.9	1,087.5	611.0	616.8	623.4	622.2	620.8	475.8	473.8	472.8	469.7	466.7

⑥その他プラ

(単位：t/年)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	1,250.0	1,262.0	1,262.0	1,262.0	1,262.0	1,238.0	1,250.0	1,250.0	1,250.0	1,250.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
浜田市	668.0	660.0	653.0	645.0	638.0	668.0	660.0	653.0	645.0	638.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出雲市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
益田市	669.0	683.0	695.0	708.0	719.0	661.0	675.0	687.0	700.0	711.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
大田市	92.0	92.0	91.0	91.0	90.0	92.0	92.0	91.0	91.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安来市	412.0	407.0	402.0	398.0	393.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	412.0	407.0	402.0	398.0	393.0
江津市	86.0	84.0	83.0	81.0	79.0	86.0	84.0	83.0	81.0	79.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	17.6	17.3	17.0	16.7	16.5	17.6	17.3	17.0	16.7	16.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	19.0	19.0	18.0	18.0	18.0	19.0	19.0	18.0	18.0	18.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	27.0	26.0	26.0	26.0	25.0	27.0	26.0	26.0	26.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	49.0	49.0	49.0	48.0	48.0	49.0	49.0	49.0	48.0	48.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	91.0	90.0	90.0	89.0	89.0	91.0	90.0	90.0	89.0	89.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	74.9	74.1	73.4	72.7	71.9	74.9	74.1	73.4	72.7	71.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	3,455.5	3,463.4	3,459.4	3,455.4	3,449.4	3,023.5	3,036.4	3,037.4	3,037.4	3,036.4	432.0	427.0	422.0	418.0	413.0

⑦白色トレイ

(単位：t/年)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
浜田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
出雲市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
益田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安来市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
江津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
雲南市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奥出雲町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飯南町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川本町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美郷町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑南町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
津和野町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吉賀町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- (4) 各年度において得られる法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の市町村別の量の収集見込み及び当該見込み量を合算して得られる量[法第9条第2項第3号]

① スチール

(単位：t/年)

市町村名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	112.0	111.0	110.0	109.0	108.0
浜田市	57.0	56.0	55.0	55.0	54.0
出雲市	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0
益田市	55.0	54.0	53.0	53.0	53.0
大田市	15.0	15.0	15.0	14.0	14.0
安来市	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
江津市	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
雲南市	23.0	23.0	22.0	22.0	21.0
奥出雲町	15.7	15.4	15.2	14.9	14.7
飯南町	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0
川本町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
美郷町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
邑南町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
津和野町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
吉賀町	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1
海士町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西ノ島町	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
知夫村	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
隠岐の島町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
全市町村合計	355.0	351.8	347.5	345.2	341.0

② アルミ

(単位：t/年)

市町村名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	369.0	369.0	369.0	369.0	369.0
浜田市	121.0	120.0	119.0	117.0	116.0
出雲市	39.0	39.0	39.0	39.0	39.0
益田市	45.0	44.0	44.0	43.0	42.0
大田市	32.0	32.0	32.0	31.0	31.0
安来市	18.0	17.0	17.0	17.0	17.0
江津市	39.0	38.0	37.0	37.0	36.0
雲南市	26.0	25.0	25.0	24.0	24.0
奥出雲町	24.7	24.3	24.0	23.6	23.2
飯南町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
川本町	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
美郷町	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
邑南町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
津和野町	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
吉賀町	4.2	4.1	4.1	4.0	4.0
海士町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
西ノ島町	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4
知夫村	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6
隠岐の島町	24.0	24.0	24.0	23.0	23.0
全市町村合計	806.9	801.4	799.1	792.7	789.2

③段ボール

(単位：t/年)

市町村名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	862.0	840.0	819.0	819.0	819.0
浜田市	118.0	116.0	115.0	114.0	112.0
出雲市	895.0	895.0	895.0	895.0	895.0
益田市	147.0	146.0	146.0	146.0	145.0
大田市	100.0	100.0	99.0	99.0	98.0
安来市	77.0	76.0	75.0	75.0	74.0
江津市	151.0	148.0	145.0	142.0	139.0
雲南市	159.0	153.0	150.0	146.0	142.0
奥出雲町	45.2	44.5	43.8	43.1	42.4
飯南町	43.0	41.0	41.0	40.0	39.0
川本町	40.0	39.0	38.0	38.0	38.0
美郷町	60.0	59.0	58.0	57.0	56.0
邑南町	150.0	147.0	145.0	143.0	141.0
津和野町	42.0	42.0	42.0	41.0	41.0
吉賀町	7.7	7.7	7.6	7.5	7.4
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	56.0	56.0	55.0	55.0	54.0
全市町村合計	3,019.9	2,977.2	2,941.4	2,927.6	2,909.8

④紙パック

(単位：t/年)

市町村名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
松江市	19.0	19.0	18.0	18.0	18.0
浜田市	43.0	42.0	42.0	41.0	41.0
出雲市	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0
益田市	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
大田市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
安来市	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
江津市	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
雲南市	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
奥出雲町	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
飯南町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
川本町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
美郷町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
邑南町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
津和野町	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0
吉賀町	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
海士町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西ノ島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知夫村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	181.8	180.8	179.7	178.7	178.7

## 関 連 資 料

1. 島根県のごみ処理の現状（平成 29 年度） .....	15
1. 1 排出状況 .....	15
1. 2 処理状況 .....	15
1. 3 処理体制 .....	18
1. 4 処理経費 .....	19
2. 島根県の環境に関する計画 .....	20



# 1. 島根県のごみ処理の現状（平成 29 年度）

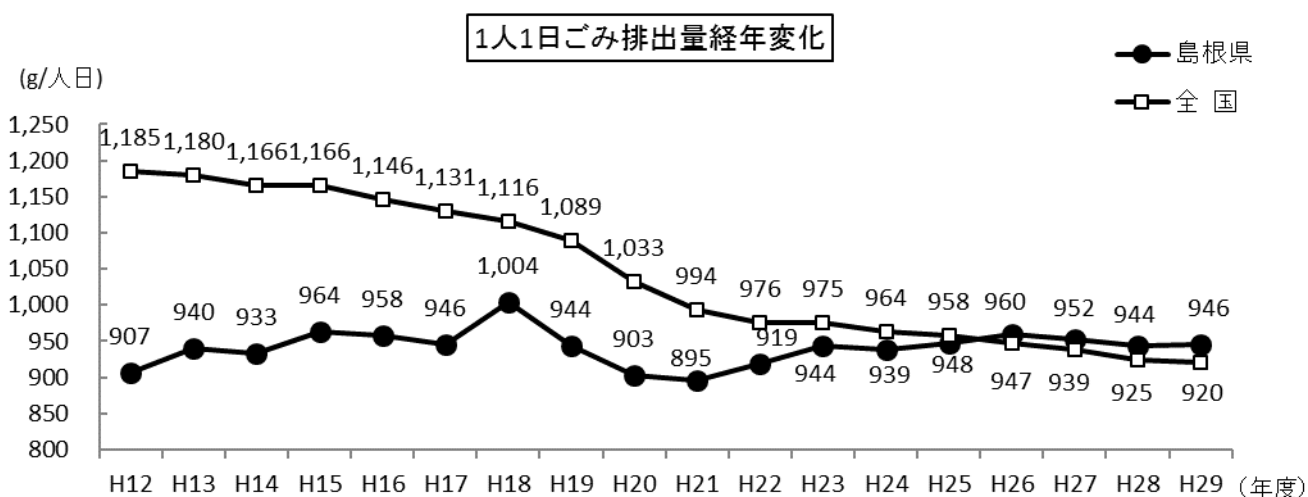
引用資料）一般廃棄物実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理の現況（島根県）

## 1. 1 排出状況

- ・総排出量：247,718t(対前年度比約0.5%増)
- ・県民1人1日当たりのごみ排出量：960g/人/日（対前年度比約1.3%増）

(単位：g/人/日)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
島根県	939	948	960	952	944	946
全国	964	958	947	939	925	920



※県民1人1日当たり排出量 = 総排出量/総県内人口/365日又は366日  
 総排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量

### 1人1日当たりのごみ排出量の推移

## 1. 2 処理状況

### (1) 分別区分

- ・5分別：2町
- ・4分別：14市町村
- ・3分別：3市町

分別区分	市町村数
可燃・不燃・粗大・資源・その他	2町
可燃・不燃・粗大・資源・	7市3町1村
可燃・不燃・資源・その他	1市2町
可燃・不燃・資源・	1町
可燃・粗大・資源・	2町

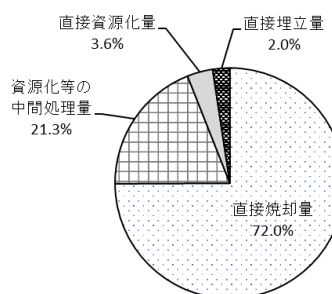
※分別区分及び市町村数は平成29年度島根県一般廃棄物実態調査報告書作成時のもの。

### 分別区分

## (2) 処理内訳

ごみ処理量：236,687t

- ・直接焼却量：177,355t
- ・資源化等の中間処理量：45,104t
- ・直接資源化量：8,530t
- ・直接埋立量：5,698t



### 処理内訳

## (3) 資源化

- ・資源化量：51,533t (対前年度比約 10%減)
- ・集団回収：1,526t (対前年度比約 28%減)

	紙類	紙バック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	PET	容プラ類	プラ類	布類	肥料	飼料	熔融スラグ	固形燃料	焼却灰・飛灰のセメント原料化	廃食用油	その他	合計
直接資源化	5,668	18	109	94	322	305	7	406	234	0	0	0	0	0	22	1,345	8,530
施設回収	9,136	38	415	5,368	2,971	724	2,895	286	368	2,461	54	9,100	6,300	613	14	2,260	43,003
集団回収	1,394	2	0	88	14	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	1,526
計	16,198	58	524	5,550	3,307	1,029	0	692	630	2,416	54	9,100	6,300	613	36	3,605	53,059

(t/年)

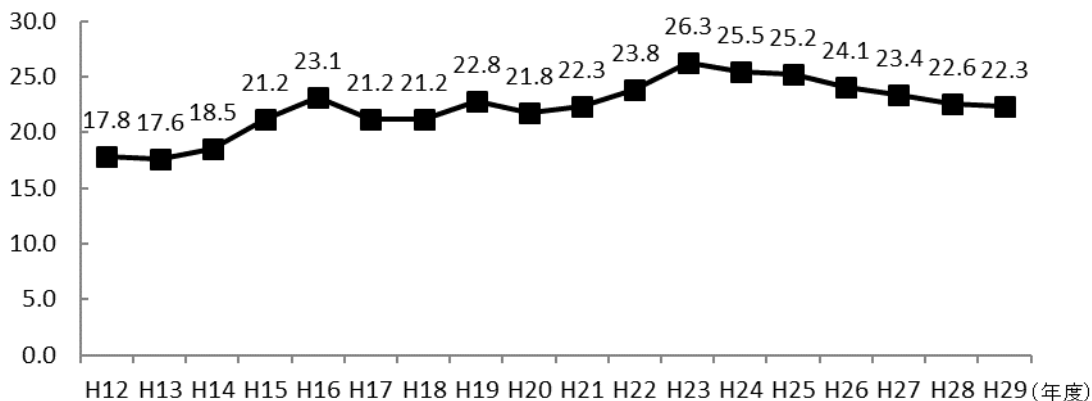
### 資源化量

- ・リサイクル率：22.3%

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	全国(H29)
資源化率	25.5	25.2	24.1	23.4	22.6	22.3	20.2

(%)

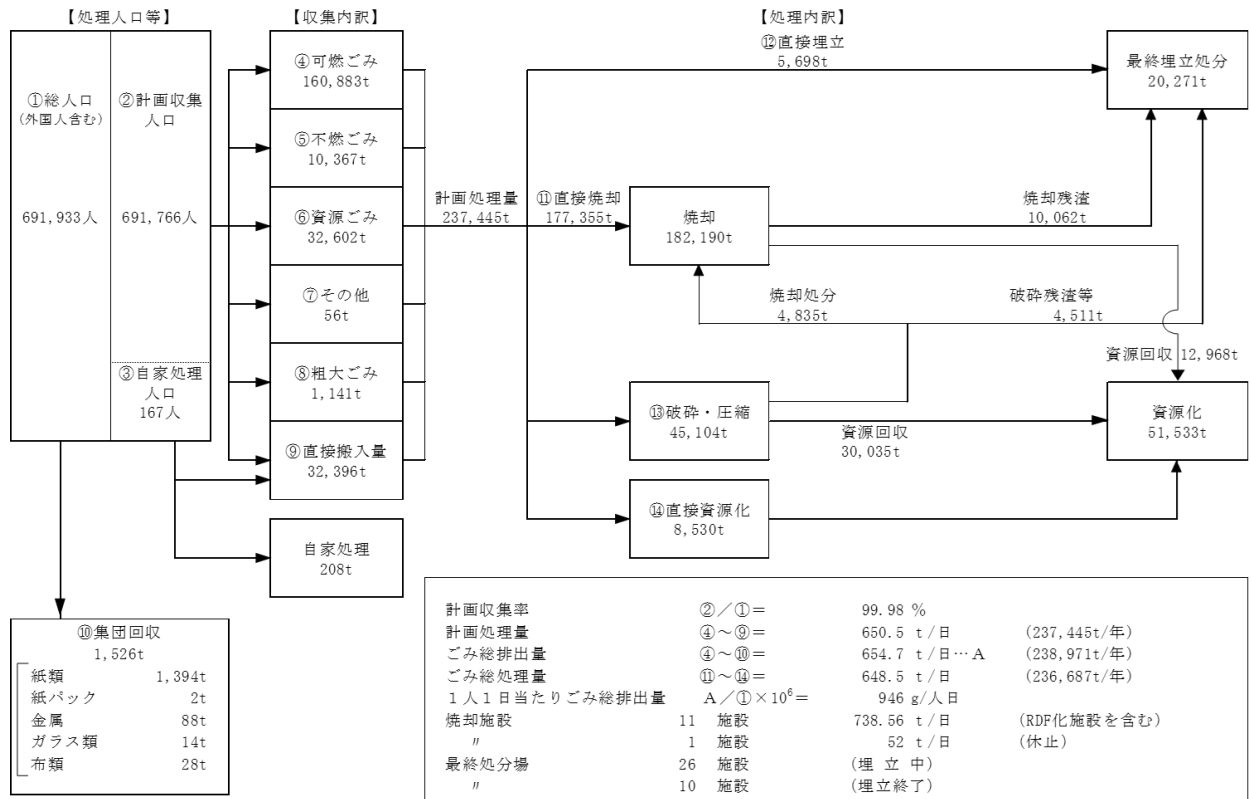
リサイクル率経年変化



※リサイクル率(%) = (資源化量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

### リサイクル率

#### (4) ごみ処理フロー (まとめ)



※計量誤差等により、「計画処理量」とごみの総処理量(=中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)は一致しない。

#### ごみ処理フロー (まとめ)

### 1. 3 処理体制

市町村	可燃ごみ処理体制	不燃ごみ処理体制
安来市	委託処理（民間）	単独処理
松江市	単独処理	
奥出雲町	単独処理	
雲南市	雲南市・飯南町事務組合	
飯南町	(中間処理後) 委託出雲市へ	
出雲市	単独処理	
大田市	(中間処理後) 委託出雲市へ	単独処理
川本町	邑智郡総合事務組合	
美郷町		
邑南町		
江津市	浜田地区広域行政組合	単独処理
浜田市		単独処理
益田市	益田地区広域 市町村圏事務組合	単独処理
津和野町		鹿足郡不燃物処理組合
吉賀町		
隠岐の島町	単独処理	
西ノ島町	単独処理	
海士町	単独処理	
知夫村	単独処理	

#### 市町村数

広域処理	8	7
単独処理	7	12
委託処理	3	—
委託等併用	1	—
合計	19	19

※委託等併用とは、1自治体にて広域処理と委託処理の2つの処理体制があることを示す。

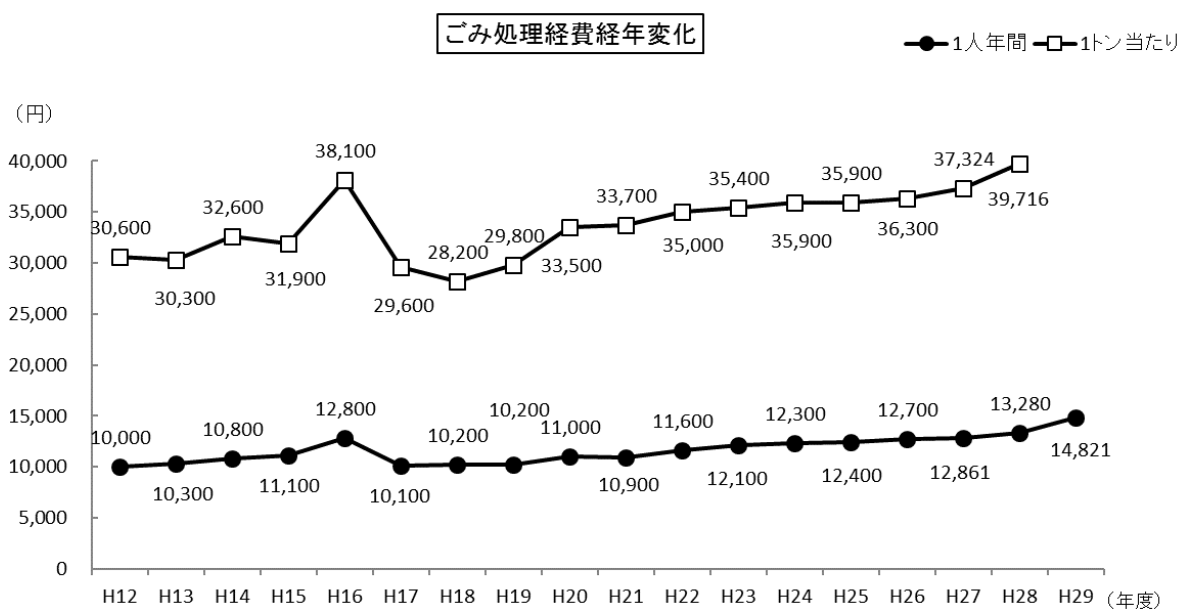
### ごみ処理体制(平成30年4月1日現在)

## 1. 4 処理経費

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
ごみ処理経費(千円/年)	8,825,435	8,867,206	9,009,027	9,026,657	9,383,822	10,255,460
県民1人当たりごみ処理経費 (円/人・年)	12,300	12,400	12,700	12,861	13,280	14,821
ごみ1t当たりごみ処理経費 (円/t)	35,900	35,900	36,300	37,324	39,716	43,329

※1 県民1人当たりごみ処理経費=ごみ処理経費(建設改良費とその他経費除く)/総県内人口

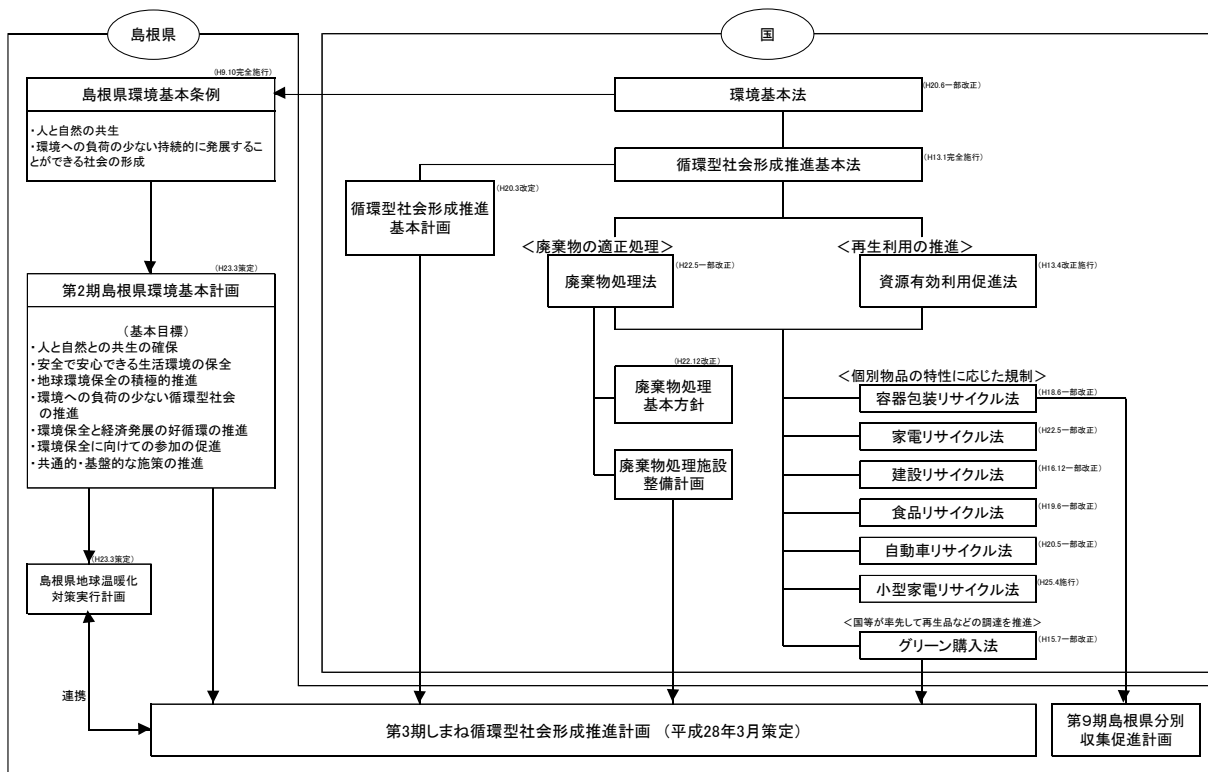
※2 ごみ1t当たりごみ処理経費=ごみ処理経費(建設改良費とその他経費除く)/ごみ処理量



## ごみ処理経費

## 2. 島根県の環境に関する計画

- ・ 第2期島根県環境基本計画：平成22年度策定(計画期間平成23年～令和2年度)
- ・ 第3期しまね循環型社会推進計画：平成27年度策定(計画期間平成28年～令和2年度)
- ・ 第9期島根県分別収集促進計画：令和元年度策定(計画期間令和2年～令和6年度)



## 参 考 資 料

1. 容器包装リサイクル法.....	22
1. 1 概要.....	22
1. 2 各主体の役割.....	23
1. 3 対象となる容器包装.....	24
2. 指定法人（日本容器包装リサイクル協会）.....	26
3. 再商品化計画.....	27
3. 1 再商品化義務履行の方法.....	27
3. 2 市町村の再商品化経費の負担.....	28
3. 3 再商品化の手法.....	31
4. 容器包装廃棄物の分別基準の概要.....	32
5. 用語解説.....	33
6. リサイクルマークの豆知識.....	34

## 1. 容器包装リサイクル法

### 1. 1 概要

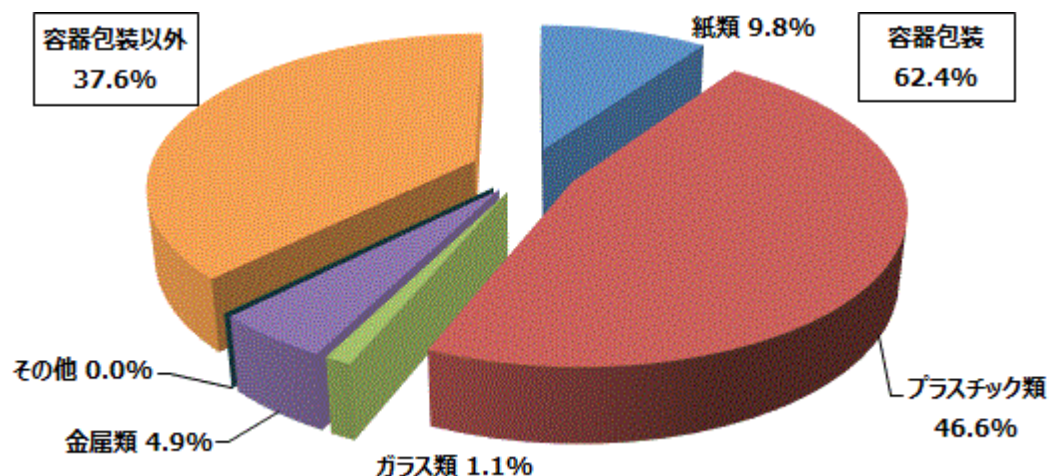
一般廃棄物のうち約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用するとともに、ごみの減量化を図るため、平成7年「容器包装リサイクル法」（正式名称＝容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）が制定された。一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するこの制度は、平成9年（1997年）に一部施行され、平成12年（2000年）に完全施行となった。

また、法施行後約10年が経過したこの容器包装リサイクル制度の課題を解決するため、平成18年（2006年）に、改正容器包装リサイクル法が成立し、平成19年（2007年）4月から施行されている。

#### 【容器包装リサイクル法の沿革】

平成7年	容器包装リサイクル法 制定
平成9年	容器包装リサイクル法 一部施行（びん、缶、ペットボトルなど）
平成12年	完全施行（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、）
平成18年6月	改正容器包装リサイクル法 成立
平成18年12月	改正容器包装リサイクル法 一部施行（罰則強化、基本方針改正など）
平成19年4月	改正容器包装リサイクル法 本施行（容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）など）
平成20年4月	改正容器包装リサイクル法 完全施行（事業者から市町村に資金を拠出する仕組みなど）

資料：環境省



#### 一般廃棄物中の容器包装廃棄物の割合（平成30年度：容積比）

資料：環境省



## 1. 2 各主体の役割

容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことである。

### 【消費者の役割：分別排出】

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められている。そうすることで、リサイクル（再商品化）しやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られる。

このように、消費者は、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準にしたがって徹底した分別排出に努めるとともに、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることが求められている。

### 【市町村の役割：分別収集】

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化を行う事業者に引き渡す。

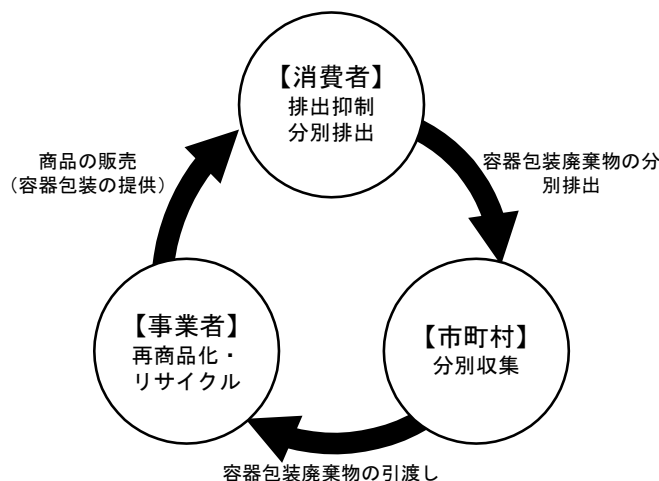
また、容器包装廃棄物の分別収集に関する5ヵ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めるほか、事業者・市民との連携により、地域における容器包装廃棄物の排出抑制を促進する役割を担う。

### 【事業者の役割：リサイクル】

事業者はその事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、再商品化（リサイクル）を行う義務を負っている。

また、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要がある。

資料：環境省



### 容器包装リサイクル法に基づく役割分担

資料：環境省

### 1. 3 対象となる容器包装

#### 【容器包装の定義】

容器包装リサイクル法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む）であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものである（法第2条第1項参照）。

#### 【容器包装の3つの判断基準】

##### ①「容器」又は「包装」に該当するか

- ・基本的には社会通念上「ものを入れ、又は包むもの」といえるかにより判断
- ・他の部分と一体となって、その一部として使用されるもの（栓・ふた・中仕切り等）を含む

##### ②「商品の容器及び包装」に該当するか

- ・中身が商品であるか否か、「容器」又は「包装」がそれと同時に提供される商品を入れ、又は包むためのものであるか否か、といった観点から判断
- ・有償で提供される「容器」又は「包装」であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのものとして提供される場合を含む

##### ③「中身の商品が消費され、また商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

- ・中身の商品が消費され、又は商品と分離される場合が想定され、その場合に当該商品の購入者にとって当該「容器」又は「包装」が不要になるか否か、といった観点から判断

対象容器包装廃棄物		
(1) 主として鋼製の容器包装		スチール缶
(2) 主としてアルミニウム製の容器包装		アルミ缶
(3) 主としてガラス製の容器 (ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。)	① 色のガラス製の容器	無色ガラスびん
	② 色のガラス製の容器	茶色ガラスびん
	③ その他のガラス製の容器	その他の色ガラスびん
(4) 主として段ボール製の容器包装		段ボール製容器
(5) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く）		紙パック
(6) 主として紙製容器包装であって、(4)、(5)に掲げるものを除く。		紙製容器包装
(7) ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ又は主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
(8) 主としてプラスチック製の容器包装であって、(7)に掲げるものを除く。		プラスチック製容器包装
うち、白色の発泡スチロール製食品トレイ		白色トレイ

※(1)スチール缶、(2)アルミ缶、(4)段ボール製容器、(5)紙パックは、有償又は無償で譲渡できるものであり、再商品化の義務は課されていません。

【容器包装に該当するか否かの具体的な判断の目安】

判断の基準		具体例等
「容器」や「包装」に該当するか	該当しないもの	①物を入れたり、包んではいないもの × ラベル、ステッカー、シール、テープ類 × 弁当のスプーン、割り箸、お手拭 × 乾燥剤、保冷剤
		②他の部分と物理的に分離されており他の部分と一体ではないもの × 寿司等の中仕切りで使用されるプラスチックフィルム等
		③商品が抜かれるとばらばらになり「物を入れ、包む」とは言えないもの × 小型の発泡スチロールや紙製の緩衝材等
	該当するもの	①容器の栓、ふた等 ○ PETボトルのキャップや王冠 ○ カップラーメン、プリンのかた ○ 食パン等の袋の口を留める留め具
		②中仕切り、台紙等 ○ 菓子用箱中の台紙、上げ底 ○ 部品用の型枠 ○ 食品トレイとともに用いられる吸水シート
		③発泡スチロール又は紙製の緩衝材（他の部分との一体性、機能性等に応じて判断） ○ 果物等に用いられるネット状のもの ○ 他の部分と一体として使用され「物を入れ、包むもの」の形状を構成しているもの
「商品の容器及び包装」に該当するか	該当しないもの	①中身が商品（の一部）でないもの × 手紙やDMの封筒 × ビデオ・CDレンタルの際に使用される袋
		②中身の商品と一体性を有しないもの × かばん、マイバッグ
	該当するもの	①中身が商品（の一部）であるもの ○ 飲料パックのストローの袋 ○ 弁当のスプーンの袋、お手ふきの袋 ○ 能書き、説明書等の袋
		②中身の商品と一体性を有するもの ○ 中身の商品の販売時にその商品を入れるために提供するレジ袋
「中身の商品が消費され、また商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか	該当しないもの	①商品の一部であるため、消費又は分離されることが想定されないもの × ボールペンの軸 × 紅茶等のティーバッグ
		②通常、持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないもの × 楽器、カメラ等のケース × 工具のケース
		③通常、安全等に支障を来すため分離しても不要にならないもの × 書籍の外カバー × ネックレス等の貴金属の保管用ケース
	該当するもの	①通常、商品が消費された場合不要になるもの ○ ポケットティッシュの個袋 ○ エアゾール缶、防虫剤等の容器
		②通常、商品と分離された場合に不要になるもの ○ 玩具、靴の空箱 ○ 背広カバー

## 2. 指定法人（日本容器包装リサイクル協会）

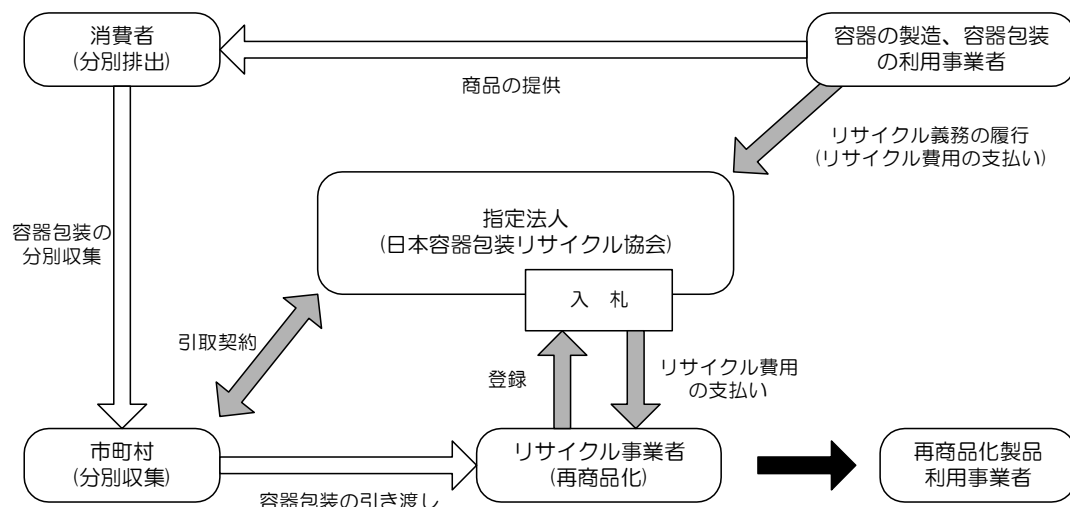
指定法人は、再商品化義務を負う特定事業者からの委託により、特定事業者に代わって容器包装廃棄物の再商品化を行う法人。具体的には、指定法人に登録をした再商品化事業者のうち、指定法人が行う入札で落札した事業者が再商品化を行うことになる。

※容器包装のリサイクルをスムーズかつ的確に進めるため、容器包装リサイクル法に基づき「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」が「指定法人」として設置されている。

容器包装リサイクル法では、特定事業者（特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者）に再商品化義務が課されている。特定事業者が製造等・利用した容器包装（ガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の種類ごとに、全国の分別収集見込量と再商品化見込量を踏まえて定められた再商品化義務総量のうち、当該特定事業者の容器包装の排出見込量等を踏まえて算定される再商品化義務量の再商品化をすることとしている（容器包装リサイクル法第 11 条～第 13 条）。

特定事業者は、再商品化義務を履行するため、主務大臣から再商品化の認定を受けて再商品化をすることになる（容器包装リサイクル法第 15 条）が、多くの特定事業者は再商品化の認定を受けて再商品化をすることは困難であると考えられることから、指定法人に委託して再商品化義務を履行することを可能にしている。すなわち、指定法人と再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの債務を履行したときは、その委託した量について再商品化をしたものをみなされる（容器包装リサイクル法第 14 条）。

なお、製造等・利用した容器包装を自ら又は他の者に委託して一定の回収率を達成することができる場合は、主務大臣から自主回収の認定を受けることができ（容器包装リサイクル法第 18 条）、認定を受けた容器包装に係る再商品化義務は免除される。



容器包装リサイクル法のスキーム(指定法人ルート)

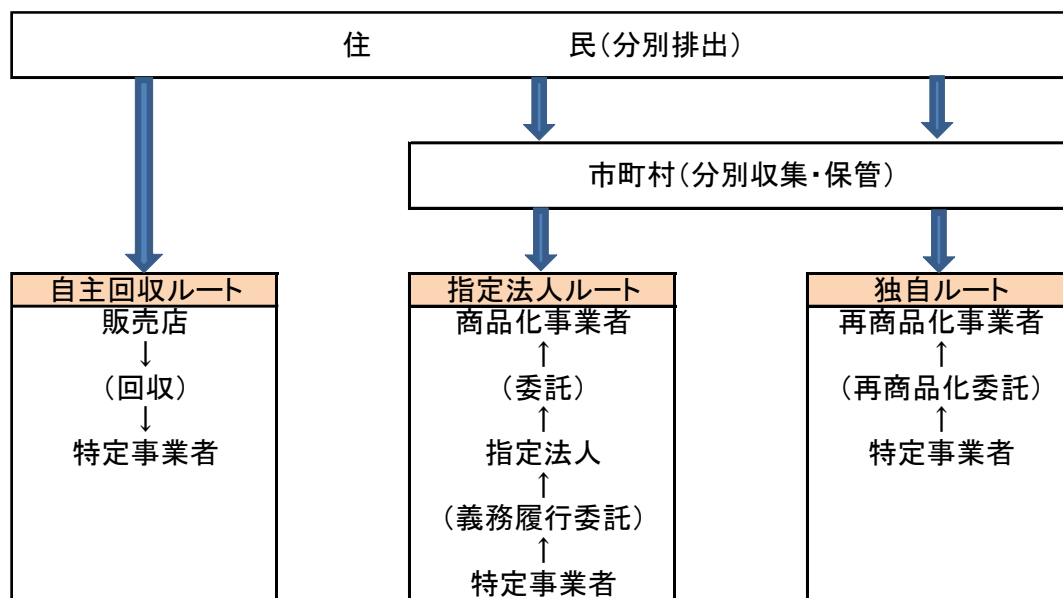
資料：環境省

### 3. 再商品化計画

#### 3. 1 再商品化義務履行の方法

再商品化義務の対象となる容器包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）を利用しているか、または容器を製造・輸入している特定事業者には、消費者が分別排出し、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を再商品化する義務が生じる。

再商品化の義務を果たすには、以下の3通りの方法があり、いずれか選ぶことができる。



**消費者、市町村、事業者の協働による3つの再商品化ルート**

資料：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

#### (1) 自主回収：特定容器利用事業者等が自ら、または委託により回収（第18条）

一定の回収率（おおむね90%）に達するものとして、主務大臣の認定を受けた回収方法により回収される「容器」「包装」は、再商品化義務が免除されます。認定を受けた事業者は、認定に係る回収の実施状況について主務大臣への報告しなければならない。

#### (2) 指定法人への委託（指定法人ルート）：特定容器利用事業者等が「指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）」に再商品化を委託（第14条）

指定法人に契約に基づいた委託料金を支払い、再商品化を代行してもらうことで、再商品化義務を履行したものとみなされる。

#### (3) 認定を受けて行う再商品化（独自ルート）：ルート全体を主務大臣が認定（第15条）

一定の基準を満たし、主務大臣の認定を受けた特定事業者は、自らまたは直接再商品化事業者に委託して、再商品化を実施できる。

### 3. 2 市町村の再商品化経費の負担

下記の小規模事業者は、容器包装リサイクル法の対象外となるため、収集見込み量の全量を指定法人に引き取り申し込みをした場合、市町村に再商品化経費の負担が生じる。

#### 適用対象外の小規模事業者

会社・個人・組合等		民法第34条に規定する 法人、学校法人等
製造業等	卸・小売・サービス業	
①20人以下 かつ ②2億4千万円 以下	①5人以下 かつ ②7千万円 以下	①20人以下 かつ 2億4千万円 以下

①常時使用する従業員の数 ②すべての事業の売上高の総額

#### 分別収集量に占める令和元年度市町村負担割合

特定分別基準適合物	市町村の負担割合	特定事業者の負担割合
無色ガラス	4%	96%
茶色ガラス	16%	84%
その他のガラス	11%	89%
PETボトル	0%	100%
紙製容器包装	1%	99%
プラスチック製容器包装	1%	99%

#### 指定法人への令和元年度再商品化委託単価

ガラスびん			PETボトル	紙製容器包装	プラスチック 製容器包装
無色	茶色	その他			
4.3円/kg	6円/kg	11.6円/kg	2円/kg	12円/kg	46円/kg

#### 市町村負担予定額の算出方法

市町村の収集見込み量の全量を指定法人に引き取り申し込みをした場合、市町村負担額（指定法人に支払う額）は以下のように算出される。

$$\boxed{\text{【市町村負担額】} = \text{【引き取り申し込み量】} \times \text{【市町村負担割合】} \times \text{【委託単価】}}$$



品目名	年度	年度別年間 分別収集 見込量 (ト)	年度別年間 分別収集量 (ト) [括弧内は前年度比]	年度別 年間分別 基準適合物量 (ト)	年度別 年間 基準適合率	年度別分別収集 実施市町村数	全市町村に對する 実施率	年度別の分別収集 対象人口 (万人) [括弧内は人口/千=]	
									基準適合率
スチール製容器	9	529,701	464,682	-	443,506	95.4%	2,411	74.1%	10,836 (86.4%)
	10	590,858	471,635 (1.02倍)	461,347	97.8%	2,572	79.0%	11,476 (91.4%)	
	11	830,099	471,127 (1.00倍)	458,892	97.0%	2,625	80.7%	11,556 (91.8%)	
	12	576,481	484,752 (1.03倍)	476,177	98.2%	3,065	94.5%	12,282 (96.9%)	
	13	598,848	481,357 (0.95倍)	450,226	97.6%	3,104	95.6%	12,357 (97.3%)	
	14	620,045	419,667 (0.91倍)	415,364	99.0%	3,123	96.5%	12,438 (97.7%)	
	15	507,815	383,950 (0.94倍)	387,875	98.5%	3,116	98.8%	12,555 (98.5%)	
	16	515,802	382,207 (0.92倍)	355,106	98.0%	2,956	98.1%	12,416 (97.3%)	
	17	522,123	329,535 (0.91倍)	321,245	97.5%	1,828	99.0%	12,573 (98.4%)	
	18	388,178	304,976 (0.92倍)	299,056	98.2%	1,793	98.1%	12,543 (98.2%)	
	19	388,507	275,353 (0.90倍)	270,312	98.2%	1,795	98.8%	12,567 (98.4%)	
	20	314,101	249,294 (0.91倍)	244,412	98.0%	1,780	98.3%	12,586 (98.3%)	
	21	311,875	245,149 (0.98倍)	241,936	98.7%	1,749	99.9%	12,580 (98.2%)	
	22	310,523	226,038 (0.92倍)	224,328	99.2%	1,722	98.4%	12,555 (98.1%)	
	23	250,251	218,637 (0.97倍)	215,719	98.7%	1,698	97.5%	12,471 (97.6%)	
	24	246,401	207,845 (0.95倍)	203,446	97.9%	1,692	97.1%	12,424 (97.5%)	
	25	246,887	193,504 (0.93倍)	189,527	97.8%	1,689	97.0%	12,315 (96.7%)	
	26	213,227	179,088 (0.92倍)	174,722	97.6%	1,692	97.2%	12,399 (97.5%)	
	27	211,210	164,153 (0.92倍)	160,390	97.7%	1,704	97.9%	12,344 (97.2%)	
	28	209,221	165,400 (0.95倍)	151,336	97.5%	1,712	97.8%	12,393 (97.7%)	
	29	173,233	148,292 (0.95倍)	144,876	97.7%	1,702	97.6%	12,369 (97.6%)	
	9	148,885	112,527	-	107,455	95.5%	2,420	74.3%	10,859 (86.7%)
	10	170,535	121,214 (1.08倍)	117,315	96.8%	2,587	79.5%	11,511 (91.7%)	
	11	187,025	128,541 (1.06倍)	124,860	97.0%	2,647	81.4%	11,577 (92.0%)	
	12	172,859	135,910 (1.06倍)	132,898	97.4%	3,075	93.5%	12,296 (97.0%)	
	13	181,111	141,408 (1.04倍)	137,753	97.4%	3,112	95.9%	12,380 (97.4%)	
	14	189,519	145,789 (1.03倍)	144,101	98.8%	3,130	96.8%	12,432 (97.6%)	
	15	170,742	139,321 (0.96倍)	137,055	98.4%	3,108	96.5%	12,548 (98.5%)	
	16	175,590	139,477 (1.00倍)	137,905	98.9%	2,969	97.9%	12,411 (97.9%)	
17	179,393	139,535 (1.00倍)	137,015	98.2%	1,827	99.1%	12,480 (97.5%)		
18	162,276	134,458 (0.96倍)	132,091	98.2%	1,800	98.5%	12,554 (98.3%)		
19	165,588	126,334 (0.94倍)	124,398	98.5%	1,799	99.1%	12,586 (98.5%)		
20	149,299	124,003 (0.98倍)	121,845	98.2%	1,780	98.9%	12,565 (98.0%)		
21	150,395	132,900 (1.07倍)	131,158	98.7%	1,749	99.9%	12,555 (98.2%)		
22	151,096	131,121 (0.99倍)	130,196	99.3%	1,718	98.2%	12,571 (98.2%)		
23	141,091	130,887 (1.00倍)	128,381	98.2%	1,698	97.5%	12,517 (97.9%)		
24	141,152	130,353 (1.00倍)	128,067	98.2%	1,696	98.1%	12,543 (97.7%)		
25	141,151	130,881 (1.00倍)	128,732	98.5%	1,680	96.4%	12,644 (97.7%)		
26	137,581	128,273 (0.98倍)	125,888	98.0%	1,688	96.8%	12,431 (97.8%)		
27	137,684	131,342 (1.02倍)	129,231	98.4%	1,697	97.5%	12,440 (98.0%)		
28	137,370	134,943 (1.03倍)	131,844	97.6%	1,706	98.0%	12,454 (98.0%)		
29	143,388	135,816 (1.01倍)	133,110	98.0%	1,689	97.0%	12,370 (97.6%)		
12	434,888	380,290	-	372,576	98.0%	1,728	53.5%	7,735 (61.0%)	
13	458,519	448,855 (1.18倍)	438,598	97.7%	1,942	59.8%	8,515 (67.1%)		
14	486,107	502,903 (1.12倍)	498,702	99.2%	2,108	65.1%	9,169 (72.0%)		
15	841,117	554,309 (1.09倍)	538,045	97.1%	2,448	77.5%	10,250 (80.4%)		
16	660,852	547,149 (0.99倍)	542,163	99.1%	2,391	78.3%	10,155 (79.6%)		
17	679,224	554,820 (1.01倍)	549,464	99.0%	1,551	84.1%	10,449 (81.2%)		
18	724,537	584,312 (1.05倍)	580,229	99.3%	1,588	86.9%	10,904 (85.4%)		
19	739,893	583,195 (1.02倍)	579,892	99.2%	1,587	93.9%	10,895 (85.0%)		
20	752,101	553,615 (0.95倍)	550,338	99.4%	1,620	90.0%	11,182 (87.3%)		
21	762,033	597,751 (1.08倍)	594,569	99.5%	1,621	92.6%	11,685 (91.4%)		
22	769,979	603,244 (1.01倍)	601,753	99.8%	1,583	90.5%	11,749 (91.8%)		
23	697,549	615,241 (1.02倍)	614,937	99.9%	1,561	91.6%	11,845 (91.2%)		
24	697,333	604,525 (0.98倍)	599,496	99.2%	1,558	89.4%	11,880 (93.2%)		
25	697,643	610,129 (1.01倍)	598,892	98.2%	1,556	89.3%	11,910 (93.5%)		
26	698,150	586,854 (0.96倍)	581,809	99.2%	1,563	88.8%	11,876 (93.4%)		
27	702,294	581,985 (1.01倍)	581,969	99.2%	1,560	90.9%	11,884 (93.4%)		
28	702,634	573,346 (0.97倍)	570,056	99.4%	1,592	91.4%	11,817 (93.1%)		
29	715,441	578,574 (1.01倍)	576,482	99.6%	1,582	91.4%	11,701 (92.3%)		
9	23,028	6,944	-	6,419	96.6%	993	30.5%	5,431 (43.4%)	
10	30,072	8,339 (1.35倍)	8,070	97.0%	1,111	34.1%	6,863 (54.7%)		
11	36,628	9,574 (1.07倍)	9,416	98.3%	1,176	38.2%	6,904 (54.9%)		
12	28,085	12,565 (1.31倍)	12,071	96.1%	1,599	49.5%	8,756 (69.1%)		
13	31,514	13,136 (1.05倍)	12,435	94.7%	1,758	54.1%	9,004 (70.9%)		
14	35,502	15,996 (1.01倍)	15,358	97.8%	1,849	57.2%	9,438 (74.1%)		
15	29,911	18,636 (1.06倍)	18,422	94.8%	2,031	64.5%	10,866 (85.0%)		
16	26,657	18,607 (0.95倍)	18,402	97.4%	1,966	64.4%	9,988 (78.3%)		
17	28,352	16,320 (1.03倍)	15,956	97.8%	1,344	72.9%	10,304 (80.6%)		
18	27,677	15,921 (0.98倍)	15,735	98.8%	1,355	74.2%	10,761 (84.3%)		
19	29,096	16,886 (1.04倍)	16,927	98.4%	1,405	77.4%	11,058 (86.8%)		
20	25,207	15,070 (0.91倍)	14,965	99.3%	1,390	77.2%	11,101 (86.8%)		
21	26,275	15,213 (1.01倍)	15,131	99.5%	1,354	77.3%	11,186 (87.5%)		
22	27,334	15,612 (1.03倍)	15,542	98.6%	1,357	77.5%	11,254 (87.9%)		
23	22,896	14,447 (0.93倍)	14,413	99.8%	1,314	75.4%	11,686 (92.8%)		
24	22,904	15,079 (1.04倍)	14,426	95.7%	1,308	76.1%	11,212 (88.0%)		
25	23,321	13,933 (0.92倍)	13,183	94.6%	1,304	74.9%	11,016 (86.5%)		
26	22,919	13,231 (0.95倍)	12,476	94.3%	1,301	74.7%	10,886 (85.6%)		
27	23,319	12,579 (0.95倍)	12,326	98.0%	1,344	71.2%	11,075 (87.3%)		
28	23,293	11,920 (0.95倍)	11,820	99.2%	1,338	76.9%	10,923 (86.1%)		
29	17,083	11,383 (0.95倍)	11,278	99.2%	1,282	73.6%	10,923 (86.2%)		
9	1,543,999	1,249,418	-	1,175,189	94.1%	-	-	-	
10	1,820,535	1,363,022 (1.11倍)	1,315,218	95.1%	-	-	-	-	
11	1,989,981	1,450,022 (1.05倍)	1,375,681	94.8%	-	-	-	-	
12	2,650,056	2,103,213 (1.45倍)	1,984,612	94.6%	-	-	-	-	
13	3,013,827	2,303,034 (1.10倍)	2,211,025	96.0%	-	-	-	-	
14	3,278,075	2,429,580 (1.05倍)	2,387,721	97.5%	-	-	-	-	
15	3,193,888	2,626,089 (1.08倍)	2,536,016	96.6%	-	-	-	-	
16	3,427,713	2,657,803 (1.01倍)	2,580,780	97.1%	-	-	-	-	
17	3,643,250	2,731,836 (1.03倍)	2,645,388	98.0%	-	-	-	-	
18	3,383,877	2,811,293 (1.03倍)	2,734,480	97.3%	-	-	-	-	
19	3,459,991	2,819,811 (1.00倍)	2,747,173	97.4%	-	-	-	-	
20	3,340,717	2,776,634 (0.98倍)	2,699,605	97.2%	-	-	-	-	
21	3,413,643	2,856,419 (1.03倍)	2,780,090	96.6%	-	-	-	-	
22	3,513,714	2,872,282 (1.01倍)	2,786,293	96.3%	-	-	-	-	
23	3,141,703	2,885,377 (1.00倍)	2,785,001	96.5%	-	-	-	-	
24	3,176,155	2,858,871 (0.99倍)	2,790,416	96.2%	-	-	-	-	
25	3,204,386	2,872,042 (1.00倍)	2,749,320	95.7%	-	-	-	-	
26	3,048,385	2,784,779 (0.97倍)	2,681,241	95.9%	-	-	-	-	
27	3,053,137	2,896,715 (1.00倍)	2,879,043	95.4%	-	-	-	-	
28	3,059,655	2,756,133 (0.98倍)	2,633,770	95.9%	-	-	-	-	
29	2,969,422	2,738,200 (0.99倍)	2,610,701	95.4%	-	-	-	-	

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。  
 ※ 「プラスチック製容器包装」とは白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体を示す。  
 ※ 平成30年3月末時点での全国の総人口は12,670万人。  
 ※ 平成30年3月末時点での市町村数は1,741(東京都3区を含む)。  
 ※ 「年度別年間分別収集見込量」、「年度別年間分別収集量」及び「年度別年間分別基準適合物量／再商品化業者他への引渡数量」には市町村独自処理量が含まれる。

資料：環境省



### 3. 3 再商品化の手法

#### 【容器包装リサイクル法における「再商品化」の定義】

・市町村が容器包装廃棄物を分別収集して得た分別基準適合物を、製品又は製品の原材料として取引されうる状態にする行為等をいう。

1. 自ら分別基準適合物を製品の原材料として利用すること。
2. 自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。
3. 分別基準適合物について、製品の原材料として利用するものに有償又は無償で譲渡しうる状態にすること。
4. 分別基準適合物について、製品としてそのまま使用するものに有償又は無償で譲渡しうる状態にすること。

種類	リサイクル方法	リサイクル製品の例
ガラス製容器	カレット化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガラス製容器</li> <li>● 建築・土木材料 など</li> </ul>
PETボトル	ペレット化等 ポリエステル原料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 繊維</li> <li>● シート</li> <li>● PETボトル など</li> </ul>
紙製容器包装	製紙原料選別 破碎、成型等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 古紙パルプ</li> <li>● 古紙再生ボード</li> <li>● 固形燃料 など</li> </ul>
プラスチック製容器包装	プラスチック減量等 油化、ガス化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工業用原材料</li> <li>● 固形燃料 など</li> </ul>

#### 4. 容器包装廃棄物の分別基準

容器包装の種別	共通基準	形状又は状態	他の素材の特記	ふた	
主として鋼製の容器包装に係る物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。</li> <li>○ 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗浄されていること。ただし、高圧ガスを充てんする容器にあつては、この限りではない。</li> <li>○ 圧縮されていること。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高圧ガスを充てんする容器にあつては、充てんする物、ふた及び噴射のための押しボタン（除去することが容易な物に限る。）が除去されていること。</li> </ul>	
主としてアルミニウム製の容器包装に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗浄されていること。</li> <li>○ 色別に区分されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主として結晶化ガラス製の物が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主としてガラス製のふた以外のふたが除去されていること。</li> </ul>
主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 容器包装以外のものが付着し、又は混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 圧縮されていること。</li> <li>○ 濡れていないこと。</li> </ul>	-	-	
主として段ボール製の容器包装に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗浄され、乾燥されていること。</li> <li>○ 切り開かれ、又は圧縮されていること。</li> </ul>	-	-	
主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結束され、又は圧縮されていること。</li> <li>○ 濡れていないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）が混入していないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 紙製のふた以外のふたが除去されていること。</li> </ul>	
主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洗浄されていること。</li> <li>○ 圧縮されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。</li> </ul>	
主としてプラスチック製の容器包装であつて、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 圧縮されていること。ただし白色の発泡スチロール製食品トレイのみの場合にあつては、この限りではない。</li> <li>○ 白色の発泡スチロール製食品トレイのみの場合にあつては、洗浄され、乾燥されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。</li> </ul>	
主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物					

## 5. 用語解説

一般廃棄物	「廃棄物処理法」第2条第2項に規定されている一般廃棄物で、産業廃棄物以外の家庭ごみ等をいう。
産業廃棄物	「廃棄物処理法」第2条第4項に規定されている廃棄物で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定めるものをいう。
容器包装廃棄物	商品の容器及び包装であって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要となる物をいう。ビン、缶、レジ袋、包装紙、ラップ等が該当する。
分別収集	ごみを分別して収集し、必要に応じて選別、圧縮、梱包してリサイクルしやすい状態にすることをいう。
再商品化	分別収集された容器包装廃棄物を製品（再生紙を用いたトイレットペーパーなど）の原材料として使用したり、製品としてそのまま利用すること並びに製品の原材料又は製品として利用するものに有償または無償で譲渡できる状態にすることをいう。
分別基準適合物	市町村が、容器包装リサイクル法第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物の種類ごとに性状、ロット等を定めた基準をいう。
法第2条第6項指定物	市町村が分別収集すれば有償又は無償で引き取りされることが明らかで、再商品化をする必要がない物として、主務省令で定める物をいう。 主務省令で定める物 主として鋼製の容器包装にかかる物 主としてアルミニウム製の容器包装にかかる物 主として段ボール製の容器包装にかかる物 主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）
特定事業者	①容器の製造業者、②容器を使用して製品を作る業者、③販売するとき商品を包装する業者、④容器包装に入った製品の輸入業者など再商品化の義務を負う業者をいう。
指定法人	民法34条の規定による法人、すなわち財団法人または社団法人であって、主務大臣が分別基準適合物を適正かつ確実にいけると認めたものをいう。また、指定法人に対しては、適正かつ確実な再商品化業務を行うことを確保するため、再商品化業務規定の許可、事業計画の許可、業務の休停止の制限などの規定を設けている。 特定事業者からの義務履行の委託を受けて、市町村が分別収集した分別適合物の再商品化を行う者として公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が主務大臣の指定を受けている。

6. リサイクルマークの豆知識

マーク	名称	目的等
	アルミ缶製品の識別マーク	○ 資源有効利用促進法に基づいて、アルミ飲料缶に表示。
	スチール缶製品の識別マーク	○ 資源有効利用促進法に基づいて、飲料用スチール缶に他の缶と区別するために表示。
	ペット樹脂製品の識別マーク	○ 資源有効利用促進法に基づいて、ペット樹脂を原料とした製品に表示。
	紙製容器包装識別マーク (段ボールを主とするものとアルミ不使用の飲料用紙容器を除く)	○ 資源有効利用促進法に基づいて、紙製の容器や包装に表示。
	プラスチック製容器包装 識別マーク	○ 資源有効利用促進法に基づいて、プラスチック製の容器や包装に表示。
	紙パックマーク	○ 飲料メーカーによる紙パックリサイクルの普及・啓発を目的として飲料用紙容器（アルミ利用を除く）に表示。
	段ボールのリサイクル推進 シンボル	○ 国際段ボール協会が定めた（2000年6月制定）国際的に共通な段ボールのリサイクル・シンボル。
	充電式乾電池の材質識別マーク Ni-Cd：ニカド電池 Ni-MH ニッケル水素電池 Li-ion：リチウムイオン電池 Pb：小型シールド鉛蓄電池	○ 資源有効利用促進法に基づいて、充電式乾電池に表示。 ○ マークの下にあるアルファベットにより電池の種類を表示。 ○ 充電式電池リサイクル協力店の電池回収ボックスで回収。

マーク	名称	目的等
	一般缶材質表示マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者が分別排出するときに、スチール缶であることが簡単にわかるように、業界で自主的に材質表示。</li> </ul>
	エコマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境を汚さない、環境を改善できる環境保全商品に表示。</li> <li>○ 環境省の指導のもと、「環境的により良い商品」を推奨しようとするもの。</li> </ul>
	ガラスびんリターナブルマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本ガラスびん協会が統一規格びんとして認定したリターナブルびんに表示。</li> </ul>
	グリーンマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古紙を再利用した製品に表示。</li> <li>○ 古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として制定したマーク。</li> </ul>
	牛乳パック再利用マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛乳パックを原料にして作られた商品に表示。</li> <li>○ 環境に配慮した製品であることを表す全国統一のマーク。</li> </ul>
	アールマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 古紙配合率を示すマークで、古紙配合率が容易にわかる表示のこと。(R100は古紙配合率100%を意味する。)</li> </ul>
	PETボトルリサイクル推奨マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PETボトルのリサイクル品を使用した商品に表示。</li> </ul>
	統一美化マーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料容器の散乱防止、リサイクルの促進を目的に制定されたもので、散乱防止を象徴するマーク。</li> </ul>